

町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業

基本協定書（案）

2024年4月

町 田 市

町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業 基本協定書（案）

町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、町田市（以下「甲」という。）と、応募グループ[]の代表企業、構成企業及び協力企業（資格審査書類に、それぞれ応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業として明記された者をいう。総称して以下「乙」という。）との間で、以下のとおり合意し、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と、代表企業及び構成企業が設立する本事業（BTO方式）の遂行者（以下「SPC」という。）との間で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第2項第5号に基づき、本事業（BTO方式）に係る事業契約（以下「事業契約」という。）を締結するため、甲乙双方の義務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、甲とSPCとの間で締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 乙は、事業契約締結のための協議において、募集要項等及び事業提案書の内容を遵守し、並びに町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業候補者選考委員会の意見・指摘事項及び甲の要望事項を尊重しなければならない。

（SPCの設立）

第3条 代表企業及び構成企業は、本基本協定締結後、速やかにSPCを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立し、その商業・法人登記簿謄本、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを甲に提出しなければならない。その後、商業・法人登記簿、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。なお、当該株式会社は、町田市内に設立するものとするが、公共施設等内に設立してはならない。

2 代表企業及び構成企業は、必ずSPCに出資しなければならない。また、代表企業は、事業期間を通じて出資者中最大の出資割合を持つものとし、代表企業及び構成企業の出資割合は出資額全体の50パーセントを上回らなければならない。また、代表企業が保有する議決権の割合は、SPCの総株主の議決権のうち最大の割合とし、代表企業及び構成企業が保有する議決権の合計割合は、SPCの総株主の50パーセントを上回らなければならない。

3 SPCの定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限を規定し

なければならない。

- 4 代表企業及び構成企業は、出資者保証書（別記様式第 1 号）に定める数量の SPC の株式の引受を行うものとする。
- 5 代表企業及び構成企業は、次条に規定する場合を除き、事業期間中、SPC の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできない。
- 6 乙は、SPC の定款の変更を行う場合には、事前に甲に通知し、変更後の定款の原本証明付写しを甲に提出するものとする。

（株式の譲渡及び増資）

第4条 代表企業及び構成企業は、募集要項等に示す事業期間が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、保有する SPC の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。

- 2 代表企業及び構成企業は、前項の規定に基づき甲の承諾を得て SPC の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行った場合には、当該処分に係る契約書の写しをその締結後、速やかに甲に提出しなければならない。また、この場合、甲及び代表企業及び構成企業は、当該譲受人を本基本協定の当事者とすることに合意する。
- 3 代表企業及び構成企業は、募集要項等に示す事業期間が終了するまで SPC をして資本減少を行わせないものとし、代表企業及び構成企業以外の第三者に対する株式の発行又は処分（以下「発行等」という。）を行う場合には、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。
- 4 代表企業及び構成企業は、前項の規定に基づき甲の承諾を得て SPC の株式の発行等を行った場合には、当該処分に係る契約書の写しをその締結後、速やかに甲に提出しなければならない。また、この場合、甲及び代表企業及び構成企業は、当該譲受人を本基本協定の当事者とすることに合意する。

（業務の委託、請負）

第5条 代表企業及び構成企業は、SPCによる本事業（BTO方式）の実施に関し、設計に係る業務を[]に、建設に係る業務を[]に、工事監理に係る業務を[]に、維持管理に係る業務を[]に、運営にかかる業務を[]にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

- 2 代表企業及び構成企業は、事業契約が甲と SPC との間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し、又は請け負わせる者と SPC との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約若しくはこれらに代わる覚書等を締結させるものとする。また、当該契約等の締結後、速やかに、当該契約書等の写し等、各業務を委託し、又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出するものとする。
- 3 SPC から業務を受託し、又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

（事業契約等）

- 第6条 本基本協定締結後、かつ甲とSPC【又は「代表企業[]」又は「民間収益事業を行う者[]」】との間で民間収益事業に係る基本協定を締結した後、甲とSPCは、2025年1月●日までに、仮事業契約を締結するものとする。
- 2 前項の仮事業契約は、事業契約の締結について町田市議会で議決されたときに本契約となるものとする。
 - 3 甲及び乙は、募集要項に併せて公表する事業契約書（案）の内容に関し、提案に係る書類の提出前に確定することができなかつた事項を除いては、原則としては変更しないものとする。
 - 4 甲及び乙は、仮事業契約締結後も、本事業（BTO方式）の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。
 - 5 甲は、乙の責めに帰すべき事由によりSPCと事業契約を締結することができない場合には、乙に対し違約金を請求することができるものとする。なお、違約金は、本事業（BTO方式）に係る事業契約書（案）別紙4に規定する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の100分の10に相当する金額とする。
 - 6 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 7 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、未払額につき、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、本基本協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した金額を遅延損害賠償金として、甲に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。
 - 8 事業契約終了までの間に、本基本協定締結後に締結される予定の民間収益事業に係る基本協定第13条に規定される違約金が発生した場合、及び本基本協定締結後に締結される予定の事業用定期借地権設定契約書第11条及び第12条に規定される違約金が発生した場合には、乙は、民間収益事業に係る基本協定及び事業用定期借地権設定契約を締結する代表企業【又は「民間収益事業を行う者」】と連帯して、当該違約金を甲に支払う。
 - 9 (A) 事業契約終了後に、本基本協定締結後に締結される予定の民間収益事業に係る基本協定第13条に規定される違約金が発生した場合、及び本基本協定締結後に締結される予定の事業用定期借地権設定契約書第11条及び第12条に規定される違約金が発生した場合には、代表企業は、民間収益事業に係る基本協定及び事業用定期借地権設定契約を締結する民間収益事業を行う者と連帯して、当該違約金を甲に支払う。

[注] (A)は民間収益事業に係る基本協定を市と締結するのが、民間収益事業者の場合のみ。

(出資者保証書)

第7条 代表企業及び構成企業は、事業契約の締結の日において、出資者保証書（別

記様式第 1 号) を甲に提出しなければならない。

(準備行為)

第8条 乙は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、本事業 (BTO 方式) の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力しなければならない。

- 2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結前後、SPC が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(資金調達)

第9条 代表企業及び構成企業は、乙が本事業 (BTO 方式) に関して甲に提出した提案に従い、SPC への出資、資金の借入れその他 SPC の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。

- 2 代表企業及び構成企業は、前項に基づく資金調達を行うに当たり、SPC に対して融資を行う金融機関等が決定した場合には、当該金融機関等の名称その他の詳細を明らかにする資料を、甲に直ちに通知し、また、当該金融機関等と SPC とが融資契約を締結した場合には、速やかに当該契約書の写しを甲に提出しなければならない。

(事業契約不調の場合の処理)

第10条 甲と SPC との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、第 6 条第 5 項から第 7 項まで、及び第 12 条に規定する金額を甲が請求する場合を除き、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定めがない限り、甲及び乙 (SPC を含む。以下、本条において同じ。) が本事業 (BTO 方式) の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、また、甲及び乙は、相互に債権債務関係が生じないものとする。

(本基本協定の有効期間)

第11条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約のすべてが終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 6 条第 5 項から第 9 項まで、第 10 条、第 12 条から第 14 条並びに第 16 条の規定の効力は存続するものとする。

- 2 事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第 6 条第 5 項から第 9 項まで、第 10 条、第 12 条から第 14 条並びに第 16 条の規定の効力は存続するものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第12条 甲は、第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、事業契約の本契約締

結前に、本事業の公募手続に関し、乙のいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたときは、SPC との間で事業契約を締結しないことができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 章第 2 節に規定する手続に従って、同法第 7 条、第 8 条の 2、第 17 条の 2 又は第 20 条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 独占禁止法第 8 章第 2 節に規定する手続に従って、同法第 7 条の 2、第 7 条の 9、第 8 条の 3 又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までのいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 第 1 号又は前号の排除措置命令又は課徴金納付命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (4) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。
 - (5) 別紙 4「町田市契約における暴力団排除措置要綱に関する特約」第 3 条各号に該当するとき。
 - (6) その他、事由の如何を問わず、募集要項等に定める応募資格を喪失したとき。
- 2 甲は、事業契約書（案）に示す事業期間にかかわらず、本事業の公募手続に関し、前項第 1 号から第 5 号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約を締結又は解除するか否かを問わず、乙に対し、本事業（BTO 方式）に係る事業契約書（案）別紙 4 に規定する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「(1) 施設費等 ア施設費」に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の 100 分の 10 に相当する金額を請求することができるものとする。
- 3 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 4 乙が前 2 項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、未払額につき、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した金額を遅延損害賠償金として、甲に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

（民間収益事業を行う者の代替事業者）

- 第13条 事業契約終了までの間に、民間収益事業を行う者の責めに帰すべき事由により、民間収益事業に係る基本協定が解除された場合又は事業用定期借地権設定契約が締結されず若しくは解除された場合、乙は、民間収益事業を行う者の代替事業者を確保するよう努める。
- 2 事業契約終了後に、民間収益事業を行う者の責めに帰すべき事由により、民間収

益事業に係る基本協定が解除された場合又は事業用定期借地権設定契約が締結されず若しくは解除された場合、代表企業は、民間収益事業を行う者の代替事業者を確保するよう努める。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、本基本協定に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、代表企業及び構成企業が本事業（BTO方式）に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本協定の変更)

第15条 本基本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第16条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第17条 本基本協定に定めのない事項又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定するものとする。

●年●月●日

町田市長 様

出 資 者 保 証 書

町田市（以下「市」という。）及び []（以下「SPC」という。）の間において、[]年[]月[]日付けで締結された町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業に係わる事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、株主である []、[]、[]、[]及び []（以下「当社ら」という。）は、貴市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

- 1 SPC が、[]年[]月[]日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における SPC の発行済株式総数は [] 株であること。
(2) 本日時点における当社らの保有する SPC の株式の総数は [] 株であり、そのうち [] 株は [] 会社が、 [] 株は [] 会社が、 [] 株は [] 会社が、 [] 株は [] 会社がそれぞれ保有すること。
(3) 本日時点における当社ら以外の者が保有する SPC の株式の総数は [] 株であり、そのうち [] 株は [] 会社が、 [] 株は [] 会社が、 [] 株は [] 会社がそれぞれ保有すること。
- 3 SPC の本日現在における株主構成は、[（応募グループの代表企業、構成企業）] が保有する議決権の合計割合が全議決権の 50 パーセントを超える議決権を保有しており、かつ、[（応募グループの代表企業）] の議決権保有割合が株主中最大となっていること。

- 4 SPC が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。
- 5 当社らは、事業契約が終了する時までSPCの株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する SPC の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合においても、貴市の事前の書面による承諾を得て行うこと。貴市の承諾を得て、当社らが保有する SPC の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。

以上

(住所)

[]会社 (代表企業)

代表取締役

印

(住所)

[]会社 (構成企業)

代表取締役

印

(住所)

[]会社 (構成企業)

代表取締役

印

(住所)

[]会社 (構成企業)

代表取締役

印

(住所)

[]会社 (構成企業)

代表取締役

印

●年●月●日

町田市長 様

出資者誓約書（株式譲渡時）

[]（以下「SPC」という。）の株式を譲り受ける予定である[構成企業名称]（以下「当社」という。）は、本日付けをもって、下記事項を町田市（以下「市」という。）に対して表明、保証し、かつ誓約いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語は、市と SPC との間で[]年[]月[]日付けで締結された町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業に係わる事業契約（以下「事業契約」という。）において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 当社の予定する SPC の株式の譲受け（ただし、事前に市の承諾を得るものとします。）は、以下のとおりであること。

譲渡人：

（譲渡対象株式の種類： ）

譲渡対象株式の数：__株

（譲渡予定日：____年__月__日）

譲渡後に当社が保有する株式数：__株

- 2 当社が SPC の株式の譲渡を受けた場合、当社も、市と SPC の構成企業の間で締結された●年●月●日付基本協定書の当事者となり、これに拘束されること。
- 3 当社は、当社が保有する SPC の株式の全部又は一部について担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書の写しを当該担保権設定後速やかに市に対して提出すること。

- 4 当社は、事業契約の終了までの間、市の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社が保有するSPCの株式の全部又は一部につき譲渡、その他一切の処分を行わないこと。また、かかる株式の譲渡先がSPCの他の株主であっても、同様に、市の書面による事前の承諾を得る必要があること。
- 5 当社が、前項に基づき市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして上記2記載の基本協定書の別記様式第2号「出資者誓約書（株式譲渡時）」を予め市に提出させた上で市の承諾を得るものとする。

以上

(住所)

[]会社

代表取締役

印

●年●月●日

町田市長 様

出資者誓約書（増資時）

町田市（以下「市」という。）及び []（以下「SPC」という。）との間で、
[]年[]月[]日付けで締結された町田市（仮称）子ども・子育てサポート
等複合施設整備等事業に係わる事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、当
社は、下記事項を市に対して表明、保証、かつ誓約いたします。なお、特に明示のな
い限り、本出資者誓約書において用いられる用語は、事業契約において定義された意
味を有するものとします。

記

- 1 ●年●月●日付けで SPC に対して出資を行った（以下「本出資」という。）結果、
本日現在、当社が保有する SPC の株式に係る株式数は●株であり、議決権の数は
●個であること。
- 2 当社は、本出資により、市と SPC の構成企業の間で締結された●年●月●日付基本
協定書の当事者となり、これに拘束されること。
- 3 当社は、当社が保有する SPC の株式の全部又は一部について担保権を設定する場
合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の書面による承諾を得た上
で行うこと。また、担保権設定契約書の写しを当該担保権設定後速やかに市に対
して提出すること。
- 4 当社は、事業契約の終了までの間、市の書面による事前の承諾がある場合を除き、
当社が保有する SPC の株式の全部又は一部につき譲渡、その他一切の処分を行わな
いこと。また、かかる株式の譲渡先が SPC の他の株主であっても、同様に、市の書
面による事前の承諾を得る必要があること。
- 5 当社が、前項に基づき市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当

社は、かかる譲渡の際の譲受人をして上記 2 記載の基本協定書の別記様式第 2 号「出資者誓約書（株式譲渡時）」を予め市に提出させた上で市の承諾を得るものとする。

以上

（住所）

[]会社

代表取締役

印

別紙 4「町田市契約における暴力団排除措置要綱に関する特約」（第 12 条関係）

（総則）

第1条 本特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。
本特約の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特約の記載内容を優先して適用する。

（用語の定義）

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 発注者である町田市をいう。
- (2) 乙 町田市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定するもの。
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体。
- (6) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
 - ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ. アからエまでに掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実施に支障を生じさせる行為
- (7) 役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員。

（乙が反社会的勢力であった場合の甲の解除権）

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除又は解約することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 役員又は使用人が反社会的勢力であるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力

に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 役員又は使用人が、乙、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員又は使用人が、反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(6) 役員又は使用人が、この契約の履行のために締結する契約において、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をこの契約の履行のために締結する契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、甲は、乙に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、すでに解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して違約金を支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、以下の事項を順守しなければならない。

(1) この契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

(2) この契約の履行のために締結する契約の相手方(以下「当該相手方」という。)が、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該相手方を指導すること。当該相手方から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

2 乙は、この契約の履行のために締結する契約において、第3条第1項及び前項により乙が順守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。

3 乙が第1項の報告、届出等を怠ったときは、甲はこの契約を相当な期間を定めて催告の上、解除することができる。当該相手方が報告を怠った場合も同様とする。

4 第3条第2項から第4項までの規定は、前各項の場合に準用する。